



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社イワキ
代表者名 代表取締役社長 藤中 茂
(コード番号：6237 東証プライム)
問合せ先 総務本部長 吾妻 知寛
(TEL 代表 03-3254-2931)

従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年12月13日に、当社の従業員を対象とした従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を公表いたしました。本日開催の取締役会において、本制度に基づき、下記のとおり、イワキ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員（拋出の休止、当社又は当社子会社からの退職その他の理由により除外された者を除きます。）のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下、「対象従業員」といいます。）に対してのみ付与されます。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年6月20日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 42,140株（注）
(3) 処分価額	1株につき2,525円（注）
(4) 処分総額	106,403,500円（注）
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (イワキ従業員持株会42,140株) なお、各対象従業員への付与株式数は70株とし、一部申込は受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本日時点における最大人数を前提としたものであり、当社又は当社子会社の従業員602名に対して、それぞれ当社普通株式70株を付与するものと仮定して算出したものであります。実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会を通じた譲渡制限付株式の付与に関する同意確認が終了した後の対象従業員の数に応じて確定します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、イワキ創業70周年を記念して、本日開催の取締役会において、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生を増進策として、本持株会を通じて当社が処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することといたしました。これにより、対象従業員の資産形成の一助とするとともに、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与え、当社の株主との一層の価値共有を進めること、さらには従業員エンゲージメントの

向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的としております。本自己株式処分の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本自己株式処分の概要等】

譲渡制限付株式の付与は、①対象従業員1名につき当社普通株式70株を付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、②対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、③本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けることとなります。

対象従業員は、本持株会の規約に基づき、本持株会が処分を受けて譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）を取得しますが、当該譲渡制限付株式持分は、譲渡制限期間中はその引き出しが制限されることとなります。

本自己株式処分において、当社と本持株会との間で、以下の3.の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

本自己株式処分における処分株式数（予定）は、上記「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり後日確定しますが、その最大値は42,140株です。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数22,490,910株に対し0.19%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2025年3月31日現在の総議決権個数221,079個に対し0.19%です。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年6月20日から2028年6月30日まで

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

（3）本持株会を退会した場合等の取扱い

① 対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年、死亡、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、当社の役員への昇格その他の正当な事由により、本持株会の規約に従って本持株会を退会する場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日（以下、「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、払込期日を含む月の翌月から精算解除日を含む月までの月数を36で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、譲渡制限を解除する。

② 対象従業員が、譲渡制限期間中に、当社の業務上の必要に基づき海外に赴任することにより、本持株会の規約に従って本持株会への積立金の拠出を休止した場合には、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、イワキ従業員持株会規約の定めに従い、本割当株式について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理する。

（６）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除する。

４．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することにより行われるものです。その処分金額は、恣意性を排除した金額とするため、本日開催の当社取締役会の前営業日（2025年5月19日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である、2,525円としております。

上記処分価額からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。乖離率につき以下同じです。）は、それぞれ、直近1か月間（2025年4月19日から2025年5月19日まで）の終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入しております。単純平均値につき以下同じです。）である2,395円からの乖離率が5.45%、直近6か月間（2024年11月19日から2025年5月19日まで）の終値の単純平均値である2,379円からの乖離率が6.14%となっております。上記を勘案した結果、上記処分価額は、当社普通株式の市場株価として合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと判断しております。なお、本日開催の取締役会に出席した監査役4名全員は、上記処分価額について、本自己株式処分が対象従業員に対するインセンティブの付与等を目的としていること、及び、処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先である本持株会にとって特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

５．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上